



内閣感染症
危機管理統括庁

内閣感染症危機管理統括庁の役割・取組について

令和6年1月12日（金）

内閣官房 内閣感染症危機管理統括庁 内閣審議官

鷺見 学 Sumi Manabu, MD, MPH, PhD

Cabinet Agency for Infectious Disease Crisis Management (CAICM)

内閣感染症危機管理統括庁の発足

令和5年9月1日(金)、内閣感染症危機管理統括庁が発足しました。



岸田総理訓示

内閣感染症危機管理統括庁の発足に当たりまして、私から一言訓示を申し上げます。

まず初めに、3年超にわたり、多くの困難と向き合いながら新型コロナウイルス感染症と闘い、日々の感染対策にも御協力いただいた、医療従事者を始め、全ての国民の皆様に対しまして、改めて感謝申し上げます。

コロナウイルスとの長い闘いの中で、様々な課題が浮き彫りになってきました。私は、今回の経験を踏まえ、次なるパンデミックに備えて万全の体制を構築することは、政府に求められる使命であると考えています。

こうしたことから、本日、我が国の感染症危機対策の司令塔機能を担う組織として、内閣感染症危機管理統括庁を設置いたしました。

感染症危機管理においては、まず、感染症危機が起こる前からの平時の備えに万全を期することが極めて重要です。

そして、いざ感染症危機が起こった際には、政府内での迅速な情報共有、国民への的確な情報提供を行うとともに、スピード感をもった対応が求められます。

さらに、関係省庁と連携し、科学的なエビデンスに基づいた感染症対策を強力に実施する必要があります。その際、感染症対策と社会経済活動との両立にも配慮する必要があります。

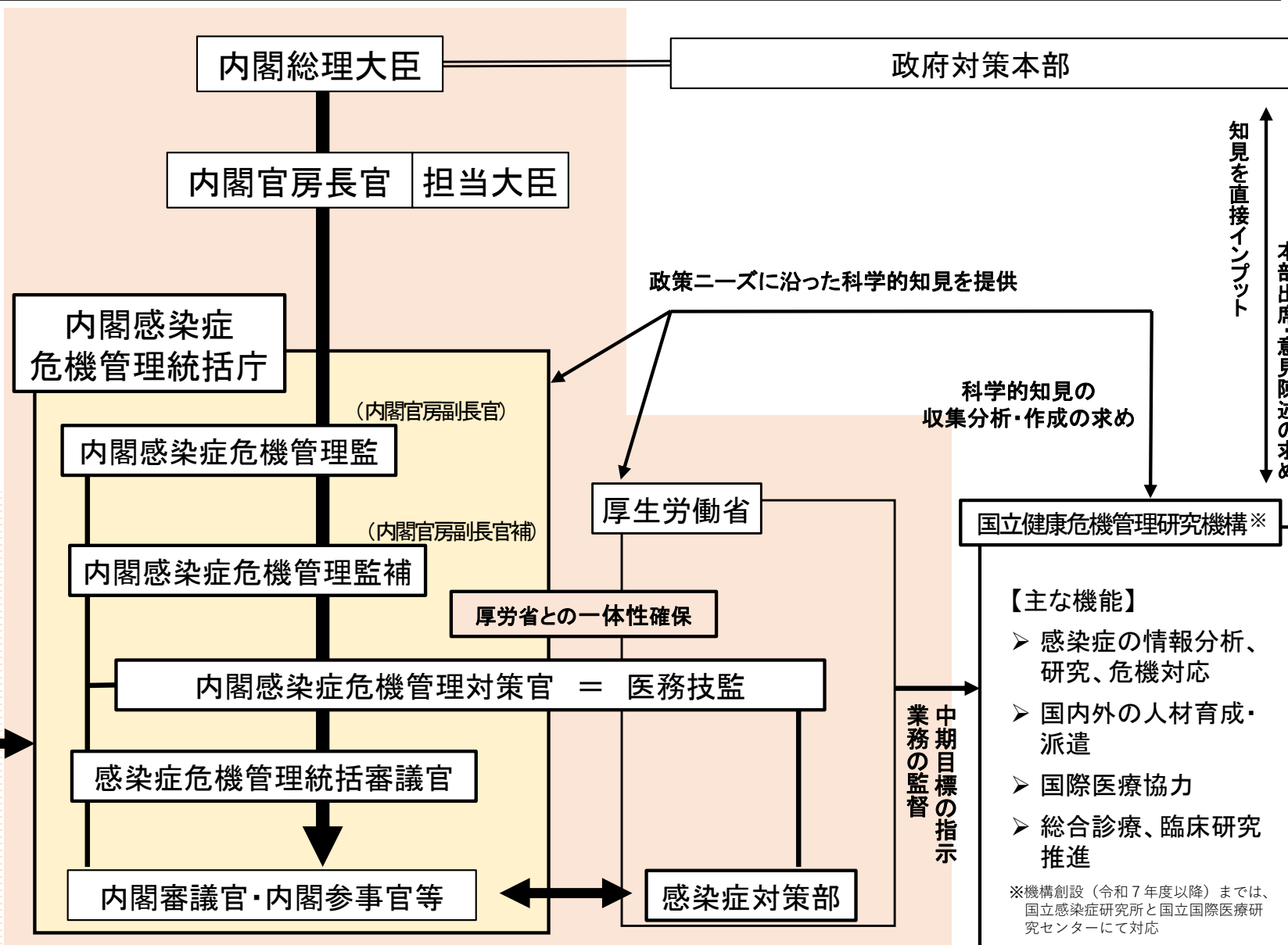
これらを迅速かつ的確に行うために、統括庁においては、この3年余りの新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえ、関係機関における訓練の実施、必要な物資の確保などを始め、次の感染症危機に備えて万全の備えを構築してもらいたいと思います。

次のパンデミックがいつ来るのか、これは予測はできませんが、一旦起きたときには、全ての国民の健康や生活に重大な影響を及ぼすことになります。**統括庁は、政府の感染症危機管理のいわば扇の要に当たる組織**です。後藤大臣を先頭に結束し一丸となって取り組んでいただくことを心から御期待申し上げます。私の訓示といたします。どうぞよろしくお願いいたします。

内閣感染症危機管理統括庁を中心とした司令塔機能の強化

○ 感染症危機への対応に係る司令塔機能を強化し、次の感染症危機に迅速・的確に対応できる体制を整えるため、内閣法を改正し、内閣官房に内閣感染症危機管理統括庁を設置（設置日：令和5年9月1日）

★統括庁が総理・長官を直接支えて、感染症対応の方針の企画立案、各省の総合調整を一元的に所掌



内閣危機管理監

★感染症に係る危機管理は、統括庁が一元的に所掌し、実施。

※内閣危機管理監は、臨時に命を受け、感染症に係る危機管理について、統括庁に協力

協力

★医務技監を結節点として、感染症対策部や、国立健康危機管理研究機構の専門的知見の提供を確保

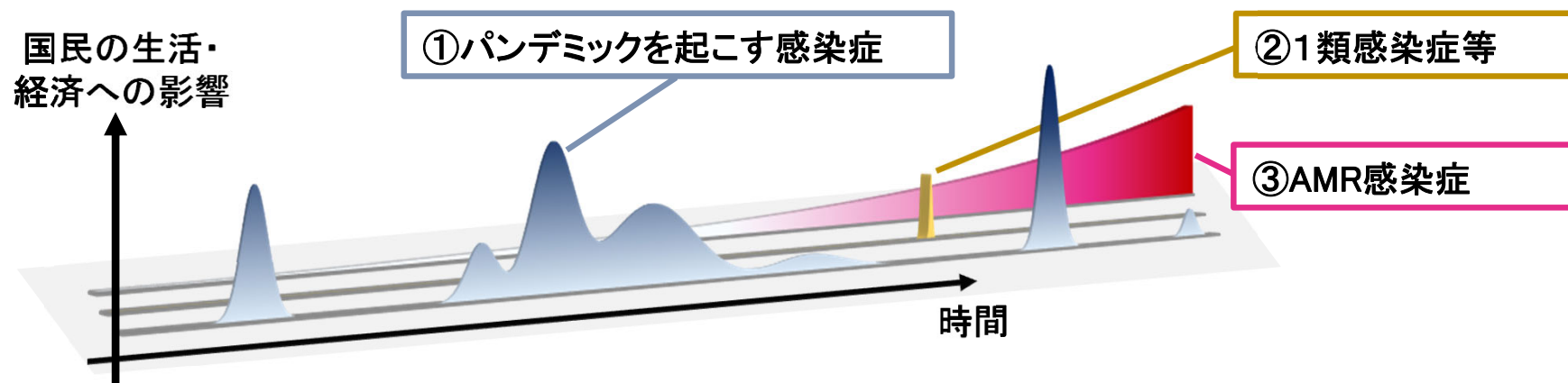
内閣感染症危機管理統括庁の役割

統括庁の役割

国民の生活・経済に重大な影響を及ぼすおそれのある感染症に対し、関係府省庁や関係機関等と連携し、平時からの準備・対策を万全にし、有事に迅速に対応する。

感染症の主な種類	想定される発生頻度	(参考) 想定される影響の大きさ
① パンデミックを起こす感染症 ・ 新型インフルエンザ ・ 新型コロナ など	数年～数十年に1度	-1918-1920年スペイン風邪での死亡者数：38万人 -2002-2003年SARSでの死亡者数：774人（全世界） -2009年新型インフルエンザの死亡者数：200名程度 -2019-2023年新型コロナの死亡者数：75,000名程度
② 1類感染症等 ・ エボラ出血熱 ・ マールブルグ病 など	国内未発生	-エボラ出血熱の致命率は25～90% -マールブルグ病の致命率は24～88%
③ 薬剤耐性（AMR）感染症 ・ 薬剤耐性結核 など	将来拡大する恐れ （サイレントパンデミック）	-何も対策を講じない場合2050年には1,000万人が死亡と推計

出典：WHO、厚生労働省、感染症研究所等のウェブサイトから引用



新型コロナウイルス感染症対応の推移について（概要）

大まかな流れの

I 新型コロナウイルスの毒性、感染力等の特性が明らかでなかった時期

II 新型コロナウイルスの特性や、感染が起きやすい状況についての知見が深まり、地域・業種を絞った対策を講じた時期

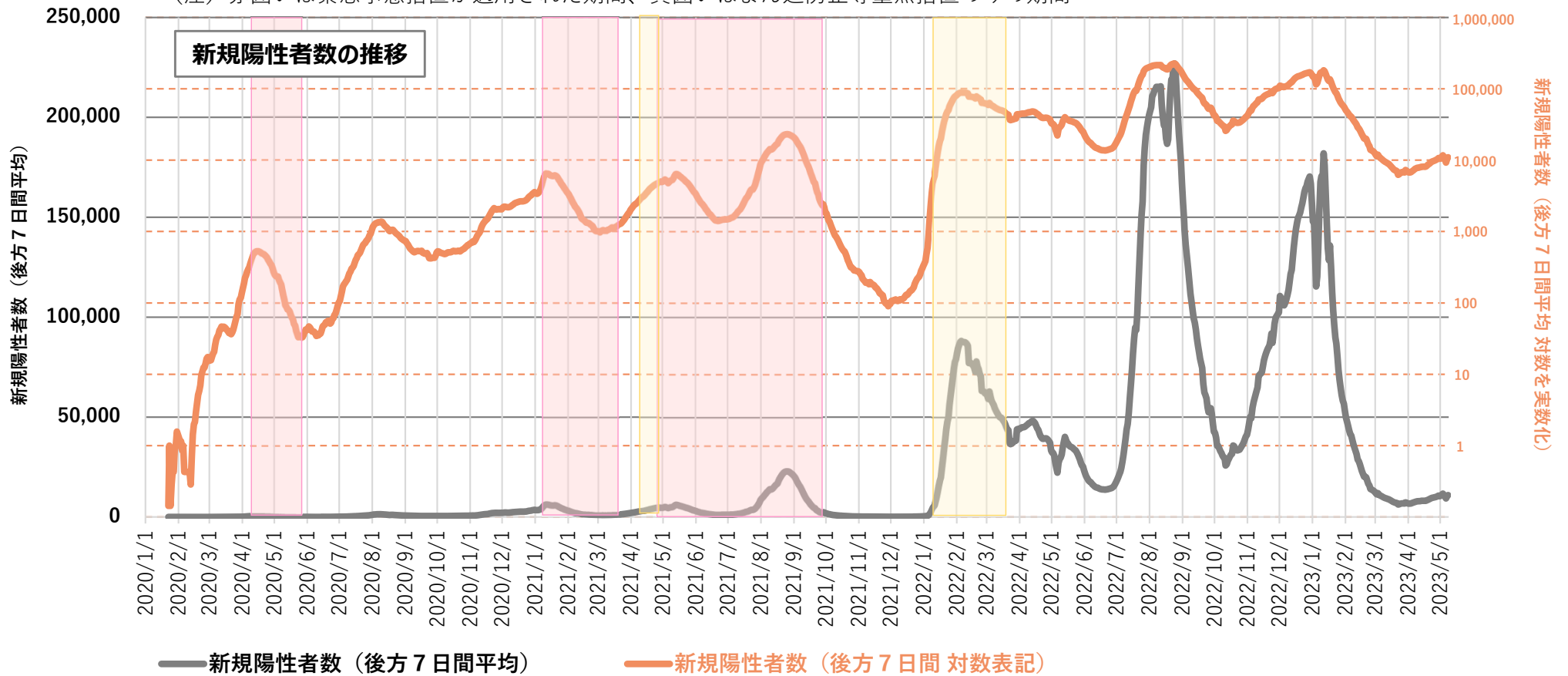
III アルファ株からデルタ株の変異株に対応した時期

IV オミクロン株に対応した時期

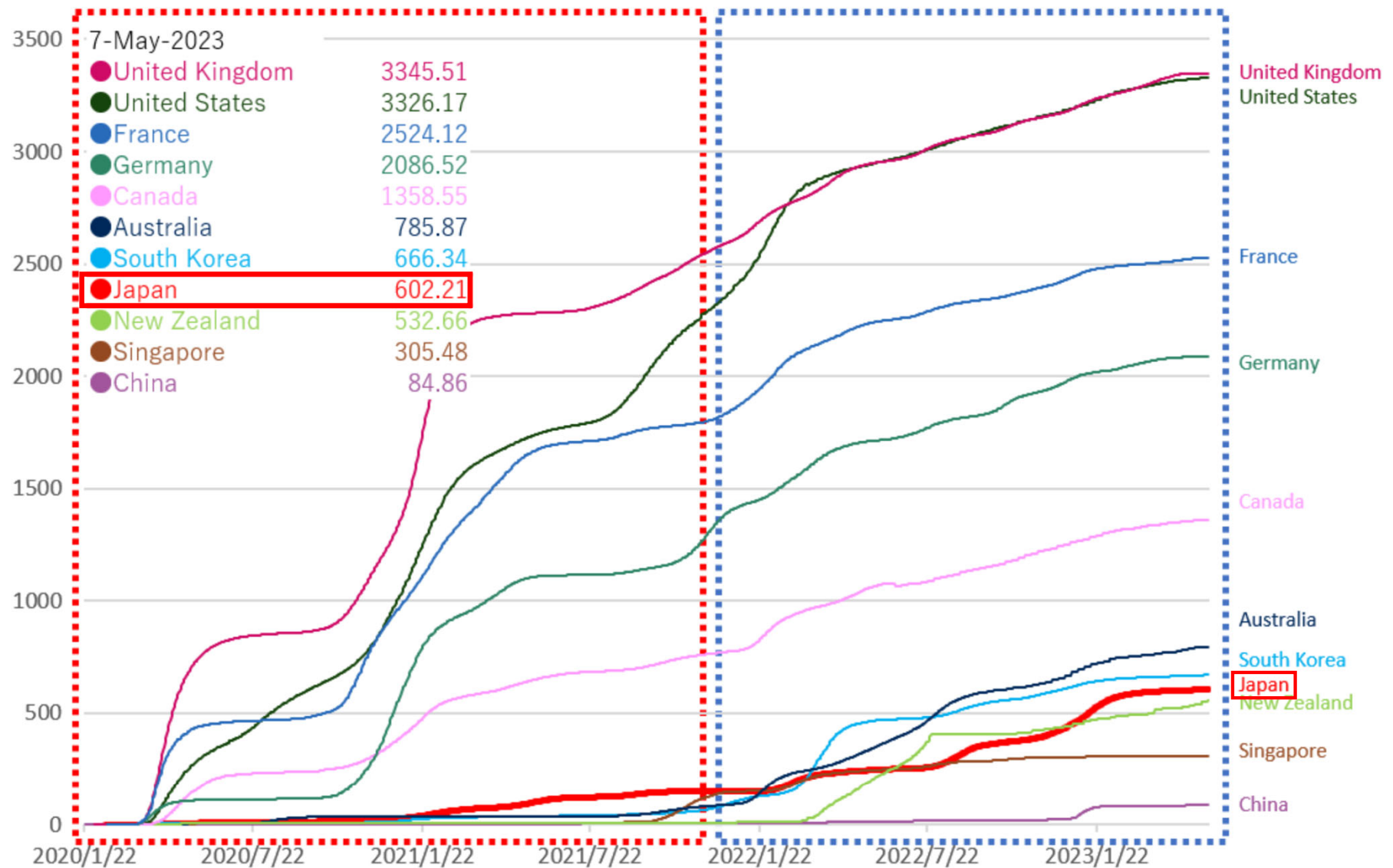
V BA.5系統の感染拡大に対応した時期

VI 5類感染症への移行期

（注）赤囲いは緊急事態措置が適用された期間、黄囲いはまん延防止等重点措置のみの期間



主要各国の感染動向（2020/1/22～2023/5/7）【累積死亡者】

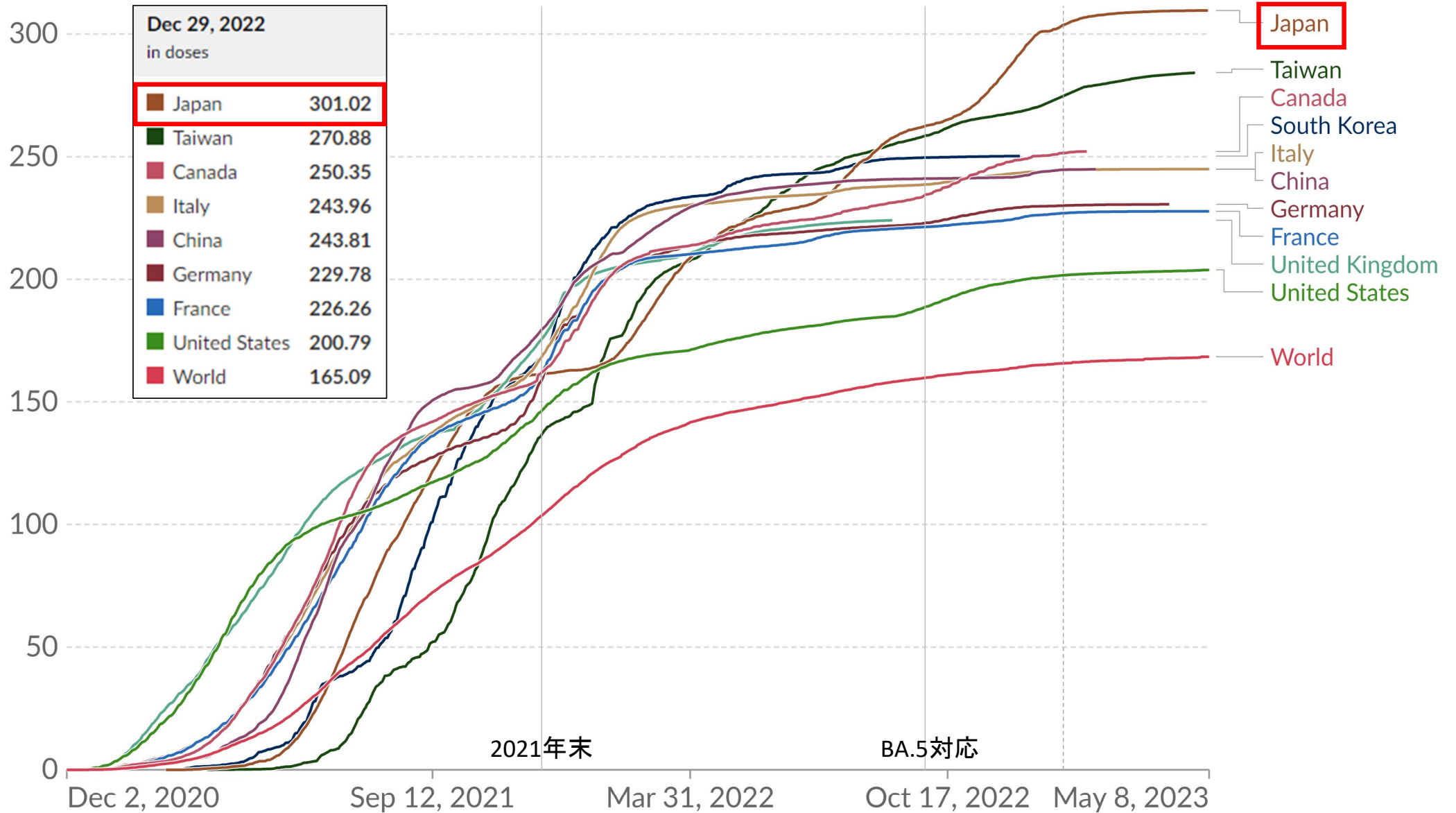


出典：Our World in Data

※1：100万人あたりの人数

※2：報告数については、各国の状況により過少報告になっている可能性があることに留意

人口100人当たりのワクチン接種数



Data source: Official data collated by Our World in Data - Last updated 15 November 2023

OurWorldInData.org/coronavirus | CC BY

新型インフルエンザ等対策政府行動計画・基本的対処方針について

(政府行動計画について)

- 政府行動計画は、平成21年(2009年)の新型インフルエンザ(H1N1)対応の経験を経て、平成24年(2012年)に成立した新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、平成25年(2013年)に作成された。
- その後、平成29年(2017年)に、治療薬の確保量など一部の改定が行われ、現行の政府行動計画となっている。直近の平成29年(2017年)改定以降は、政府行動計画の見直しは行われていない。

(政府行動計画と基本的対処方針の関係について(イメージ))

①想定される有事における対応の事前準備として、平時の記載を充実させておくことや、定期的にフォローアップを行い実効性を高めることが重要

②ウイルスの特性等に応じて、政府行動計画のメニューを参考に、基本的対処方針を作成
※基本的対処方針が作成されるまでの初動対応については、「初動対処要領」に基づき対応。

想定される有事↓平時

政府行動計画



基本的対処方針



③実際に有事に生じた事象等を踏まえ、政府行動計画を見直し

※新型コロナ対応中46回改正

新型インフルエンザ等対策推進会議

○ 新型インフルエンザ等特別措置法第70条の2に基づき設置される有識者会議。

政府行動計画の作成・変更や、基本的対処方針の作成・変更に際し、意見聴取を行うこととされている。

<委員>

保健衛生、社会経済、自治体関係者等を幅広く選任。

<所掌事務>

- ・ 政府行動計画の作成・変更に際し、意見(特措法第6条第5項、第8項)
- ・ 基本的対処方針の作成・変更に際し、意見(特措法第18条第4項、第5項)
- ・ 上記のほか、新型インフルエンザ等対策について調査審議し、必要があると認めるときは意見(特措法第70条の3第2号)

<事務局>

内閣感染症危機管理統括庁

※現在は設置されていないが、厚生労働大臣から新型インフルエンザ等の発生等に関する報告があった際には、新型インフルエンザ等対策本部（全閣僚で構成、本部長は内閣総理大臣）が設置され、基本的対処方針に基づき、新型インフルエンザ等対策の総合的な推進等を実施。

推進会議委員一覧

◎五十嵐 隆	国立成育医療研究センター理事長	奈良 由美子	放送大学教養学部教授
稲継 裕昭	早稲田大学政治経済学術院教授	平井 伸治	鳥取県知事
大曲 貴夫	国立国際医療研究センター国際感染症センター センター長	前葉 泰幸	津市長
	国立国際医療研究センター病院副院長(感染・危機管理担当)	村上 陽子	日本労働組合総連合会副事務局長
釜萯 敏	公益社団法人日本医師会常任理事	○安村 誠司	福島県立医科大学理事兼副学長、医学部教授
河岡 義裕	国立国際医療研究センター国際ウイルス感染症研究センター長		
	東京大学国際高等研究所新世代感染症センター機構長		◎:議長 ○:議長代理 (五十音順・敬称略)
	東京大学医科学研究所ウイルス感染部門特任教授		
工藤 成生	一般社団法人日本経済団体連合会危機管理・社会基盤強化委員会企画部会長		
幸本 智彦	東京商工会議所議員		
齋藤 智也	国立感染症研究所感染症危機管理研究センター長		
滝澤 美帆	学習院大学経済学部経済学科教授		
中山 ひとみ	霞ヶ関総合法律事務所弁護士		

「新型インフルエンザ等対策政府行動計画の改定に向けた意見」のポイント

令和5年12月19日
新型インフルエンザ等対策推進会議

- 政府行動計画の改定は、実際の感染症危機対応で把握された課題を踏まえ、次の感染症危機でより万全な対応を行うことを目指して対策の充実等を図るために行われるものである。
- 本推進会議では、政府行動計画の改定の考え方等を整理するため、2023年9月から12月にかけて、8回にわたって集中的に議論を行い、本「意見」をとりまとめた。
- 政府においては、本「意見」も踏まえて、引き続き推進会議での議論も通じ、令和6年夏の政府行動計画の改定に向けて必要な作業を進められることを期待する。

「新型インフルエンザ等対策政府行動計画の改定に向けた意見」のポイント①

新型コロナウイルス対応等における3つの主な課題

(1) 平時の備えの不足

- ・ 主に新型インフルエンザを想定した計画
- ・ 検査体制や医療提供体制の立上げ
- ・ 都道府県等との連携の課題 など

(2) 変化する状況への対応の課題

- ・ 変異等による複数の波への対応と長期化
- ・ 対策の切り替えのタイミング
- ・ 社会経済活動とのバランス など

(3) 情報発信の課題

- ・ 可能な限り科学的根拠に基づく情報発信
- ・ 行動制限を伴う対策の意図などの伝達
- ・ 感染症に係る差別・偏見等の発生 など

感染症危機に対し強靱な社会の構築に向けた3つの目標

(1) 感染症危機に対応できる平時からの体制づくり

～平時の備えの充実と訓練による迅速な初動体制の確立～
～情報収集・共有・分析の基盤となるDXの推進～

- ・ 平時からの備えの充実、備えの維持
- ・ 有事における迅速な初動体制の構築
- ・ 訓練を通じた不断の点検・改善

- ・ 国と地方自治体、行政と医療機関との間の情報収集・共有・分析の基盤となるDXの推進、人材育成など対応能力の強化

(2) 国民生活・社会経済活動への影響の軽減

～バランスを踏まえた対策と適切な情報提供・共有～

- ・ 情報提供・共有による国民の理解の増進等
- ・ 国民生活や社会経済活動への影響の軽減

- ・ 身体、精神、社会的に健康であることの確保

(3) 基本的人権の尊重

～行動制限を最小限にしつつ差別・偏見を防ぐ～

- ・ 必要最小限の行動制限
- ・ 感染症についての差別・偏見の防止

- ・ 患者や家族、医療関係者の安心の確保
- ・ 社会的弱者への配慮

政府行動計画の改定の4つの基本的な考え方（総論）

① 平時の備えの整理・拡充

- ・ 初発の感染事例の探知能力の向上と迅速な初動の体制整備
- ・ 国民等への普及啓発と訓練等を通じた不断の点検・改善
- ・ 医療提供体制、検査体制、ワクチン・診断薬・治療薬などの研究開発体制、リスクコミュニケーションなどの備え
- ・ DXの推進や人材育成、国と地方自治体の連携等複数の対策項目に共通する横断的な視点を位置づけ

② 有事のシナリオの再整理

- ・ 過去の経験を前提としない幅広い感染症危機を想定したシナリオ
- ・ 病原体の特性や感染状況等に基づくリスク評価に基づく対策
- ・ 予防・事前準備の計画と発生後の対応の計画による構成

③ 感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切り替え

- ・ 可能な限り科学的根拠に基づいた対策の切り替え
- ・ 医療提供体制と国民生活・社会経済への影響を踏まえた感染拡大防止措置
- ・ 状況の変化に基づく柔軟かつ機動的な対策の切り替え
- ・ 対策項目ごとの時期区分
- ・ 国民の理解・協力を得るための情報発信・共有

④ 対策項目の拡充

- ・ 対策項目の13項目への拡充と5つの横断的視点

①実施体制	⑦ワクチン	(横断的視点)
②サーベイランス	⑧医療	I 人材育成
③情報収集・分析	⑨治療薬・治療法	II 地方等との連携
④情報提供・共有、 リスクミ	⑩検査	III DXの推進
⑤水際対策	⑪保健	IV 研究開発支援
⑥まん延防止	⑫物資	V 国際連携
	⑬国民生活・経済	※新設項目に下線

感染症危機管理能力を高めるポイント

国立健康危機管理研究機構※に期待される役割

- ・ 地方衛生研究所等や諸外国とのネットワークを活用した情報収集に基づくリスク評価
- ・ 科学的知見の迅速な提供、対策の助言、情報発信・共有
- ・ 研究開発、臨床研究等のネットワークのハブの役割
- ・ 人材育成や国際連携

※令和7年度以降に設置予定

政府行動計画等の実効性確保

- ・ EBPMの考え方に基づく政策の推進
- ・ 次の感染症危機への備えの機運の維持
- ・ 多様な主体の参画による実践的な訓練の実施
- ・ 定期的なフォローアップと必要な見直し
- ・ 都道府県・市町村行動計画等の改定
- ・ 都道府県や市町村の実効性確保のための取組
- ・ 地方自治体等の好事例の全国的な展開

令和5年度 感染症危機管理対応訓練の全体像

非公開訓練

凡例：★…今年度からの新規訓練

連携訓練(10/31)
【関係省庁等へ情報展開】



★関係省庁対策会議(10/31)
【初動対応に係る情報共有等】



★初動対応(10/31~11/1)
【関係省庁等の対応状況確認】

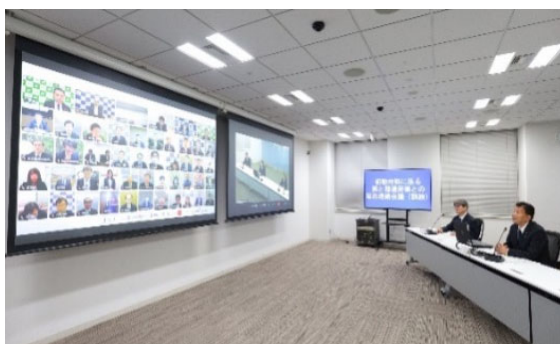


公開訓練

政府対策本部会合(11/7)



★緊急連絡会議(11/9)
【都道府県との情報共有等】



★空港検疫(水際)訓練(11/14)
【検査のための動線確保等】



【参考】今年度は、東京都と連携した訓練を実施（東京都対策本部(11/7)、現場対応訓練等を実施(11/16)）